

一般社団法人千葉県社会福祉士会職員給与規程細則

規程第 10 号
平成 24 年 10 月 28 日制定

一般社団法人千葉県社会福祉士会職員給与規程（規程第 9 号、以下「給与規程」という。）に基づき、給与および手当に関する基準を以下のとおり定める。

第 1 条 給与規程第 2 条第 2 項に定める職員の給与は、この細則に規定する給与の額との権衡を考慮し、予算の範囲内で会長、副会長および事務局長が協議して別に定める。

第 2 条 給与規程第 6 条に定める俸給表を別表 1 のとおり定める。

第 3 条 給与規程第 10 条第 5 項に定める公共交通機関以外の交通については、以下のとおりとする。

ア 自転車（規則で定めるものを含む。以下この号において同じ。）を使用する職員（ウに掲げる職員を除く。）自転車の使用距離が、片道二キロメートル以上五キロメートル未満である職員にあっては二千円、片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員にあっては三千八百円、片道十キロメートル以上の職員にあっては五千円

イ 自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する自動車をいう。以下同じ。）又は原動機付自転車等（自転車等のうち、自転車及び自動車以外のものをいう。以下同じ。）を使用する職員（ウに掲げる職員を除く。）別表 2 に掲げる額

ウ 自転車、自動車及び原動機付自転車等を併せて使用する職員又はこれらのうちいずれか二つを併せて使用する職員 それぞれの片道の使用距離に応じてア及びイに掲げる額を合計した額。ただし、その合計した額がその職員の自転車等の片道の使用距離に応じた自動車使用者（自動車を併せて使用しない場合にあっては、原動機付自転車等使用者）に係る額を超える場合にあっては、当該額

第 4 条 給与規程第 15 条に規定する給与の額は、その期間中の給料、扶養手当および期末手当のそれぞれ百分の八十とする。

第 5 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。

別表1

別表2

勤続年数	給与月額	勤続年数	給与月額	自動車使用者等に係る通勤手当の月額表		
				職員の区分 片道の使用距離	自動車使 用者	原動機付自転 車等使用者
初年度	170,000	22	333,500			
1	177,900	23	339,900			
2	185,600	24	346,100			
3	193,300	25	352,000	4km未満	6,500	2,000
4	200,900	26	357,700	4km以上 5km未満	6,500	4,100
5	208,400	27	363,100	5km以上 6km未満	7,300	4,100
6	215,900	28	368,200	6km以上 7km未満	8,100	4,100
7	223,400	29	373,000	7km以上 8km未満	8,900	4,100
8	230,900	30	377,500	8km以上 9km未満	9,700	4,100
9	238,400	31	381,700	9km以上 10km未満	10,500	4,100
10	246,100	32	385,600	10km以上 11km未満	11,300	6,500
11	253,800	33	389,100	11km以上 12km未満	12,100	6,500
12	261,500	34	392,300	12km以上 13km未満	12,900	6,640
13	269,100	35	395,100	13km以上 14km未満	13,700	6,640
14	276,700	36	397,500	14km以上 15km未満	14,500	8,900
15	284,200	37	399,500	15km以上 16km未満	15,300	8,900
16	291,600	38	401,100	16km以上 17km未満	16,100	8,900
17	298,900	39	402,400	17km以上 18km未満	16,900	8,900
18	306,100	40	403,300	18km以上 19km未満	17,700	9,130
19	313,200	41	403,800	19km以上 20km未満	18,500	9,130
20	320,100	42	404,000	20km以上 21km未満	19,300	11,300
21	326,900			21km以上	20,000	12,000